

第 2 3 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 1月26日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成26年12月30日のガス本管への地下水流入で供給ストップしたトラブルにともなう 2度目の道路緊急掘さく工事（以下「本件工事」という。）で、〇〇〇〇工事関係者より F A X なり留守電にて工事承認（追認の形）工事許可申請の無いままの対応及び翌年初に保存文書となる「申請書」提出分を含めて保存文書の開示を求めます。

2 同年 2月 5日、実施機関は、本件公開請求に対して、住民意見処理調書、道路占用許可申請書及び道路占用許可書（以下これらを「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている個人の氏名、電話番号は、特定個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とします。

3 同月23日、異議申立人は、本件処分のうち地図上の個人の氏名を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件行政文書における地図上の個人の氏名を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

住宅地図上に記載されている個人の氏名は、個人情報として保護対象とする相当の理由はない。住宅地図は、市販されており、図書館にも並べられていることから、一般的に供用されている情報にあたるものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とした部分を公開した場合においては、直接公開されるのは個人の氏名又は名字（以下「氏名等」という。）のみであるが、その記載が地図上でなされていることを鑑みれば、個人の住所及び氏名等が明らかになるものであり、個人情報に該当するものとして通常他人に知られたくないものであることから条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

- 2 市販されている住宅地図に登載されている情報については、常に公開されなければならない情報であるとする根拠は何ら存在しない。また、住宅地図を行政文書の一部として使用しているとしても、文書全体としては行政文書としての取り扱いを受けるべきものであり、住宅地図を引用したかどうかに関わらず個別に公開又は非公開の決定をすべきものである。したがって住宅地図の一部を引用したとの一事を以って常に公開される対象となるものではない。

- 3 本市において通常他人に知られたくない情報を非公開とすべき根拠については、条例に基づく措置であるが、民間事業者が住宅地図を作成するに当たって当該地図に情報の登載をするかどうかについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に照らして判断されるべきものであるから、根拠法令がまったく別個のものである。したがって、民間事業者の作成する住宅地図に登載されている情報であるからと言って、その情報が本市の公開できる情報であるとは限らず、両者は必ずしも一致するものではない。

- 4 さらに、民間事業者が個人情報を第三者に提供することについては、法第 23条第 2項の規定によれば、本人の申出により、第三者への提供を停止できることや、その事実を予め本人が容易に知りうる状態にしておくことによって許容されているものであり、条例第 7条第 1項第 1号に規定する通常他人に知られたくない情報であるかどうかについて判断する法的義務は存在しないものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、地図上に記載されている個人の氏名等（以下「本件非公開情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、本件工事に係る住民意見処理調書並びに本件工事に伴う道路占用許可申請書及び道路占用許可書であり、そのうち、住民意見処理調書及び道路占用許可申請書に本件工事現場周辺の地図（以下「本件地図」という。）が添付されている。

(2) 当審査会において本件地図を見分したところ、異議申立人が主張するとおり、市販されている住宅地図が利用されていると推認される。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

本件非公開情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、個人の氏名等であり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) また、本件非公開情報が地図上に記載されていることに鑑みると、当該情報は、私生活を営む場所に関する情報であると認められ、私生活を営む

場所は、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) 次に、異議申立人は、住宅地図は市販されており、一般的に供用されている情報にあたりと主張していることから、これについて検討する。

(5) 上記 3(2) のとおり、本件地図には、市販されている住宅地図が利用されていると推認されるが、当該地図は本件行政文書の一部分を構成しているものであり、市販されている住宅地図と同等のものではないことは明らかである。

(6) したがって、本件地図自体は、一般に閲覧に供され、公表されている情報であるとは認められない。

(7) さらに、市販されている住宅地図に記載されている個人の氏名等については、実施機関が主張するとおり、法第23条第 2項の規定に基づき、本人から第三者への提供の停止、すなわち、住宅地図への記載の停止を求めることが可能であるが、本件行政文書に含まれている本件地図についてまでその規定が及ぶものではない。

(8) 以上より、本件地図は、一般に閲覧に供され、公表されているものではなく、法において定められた第三者への提供の停止を求める手続きも適用されないことから、本件地図と市販されている住宅地図は異なる性質の文書であり、実施機関が本件非公開情報を非公開としたことは不当とまでいえない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 8月 7日	諮問書の受理
8月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月25日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知

11月 5日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成31年 3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 7月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久